

研究ノート

旧ソ連の市場経済移行と協同組合

保 坂 哲 郎

はじめに

現存「社会主義」システムの解体と市場経済移行をみる視点は様々であるが、ソ連・東欧諸国民の変革方向の意思として次のことは共通に見られよう。(1)強大な中央集権の官僚国家による管理でなく国家を制御できる民主主義的な市民社会の発展、(2)独立した国家や民族による自主的な発展、(3)行政的な指令経済でなく市場機構を基礎としたより効率的な国民生活（アメリカ的生活様式?）。これらの含意は経済的領域に限定しても単に市場経済への移行問題だけでなく、従来からの産業構造の極端な不均衡を改善し、より多様で豊かな国民生活を保障するという目標・理念を含んでいる。それらは健康で文化的な生活が万人に保障された社会、国民の生存権が保障された社会とでもいえる、広範囲の問題群をもった方向である。

その点と関連して市場経済移行も機能論的問題とならんで誰が変革を主導し、誰が新しい市場経済システムの管理主体、「経営者」、「資本家」になるのか、協同労働関係は重視されるのか否かという問題がある。中核的問題は圧倒的な役割と比重をもつ国有企業の「民営化」の推移の仕方であるが、「資本」の主体が見えない以上、それは過渡的段階をへる比較的長期にわたる課題であり、その行方も「私企業」化のみであるわけではない。旧ソ連では、ゴルバチョフ政権の初期の「加速化戦略」の失敗以降、「ベレストロイカ」政策の中で市場経済化の条件を創出する問題として協同組合（以下、協組と略）発展は一つの位置づけを与えられた。

これらの諸目標から見ると協組の役割は多面的である。多くの失業者の発生という問題にも関連して「仕事おこし」の新しい広大な分野がある。従来の「社会主義」の不均衡な産業構造をより均衡のとれた経済構造にする課題がある。この点は産業

経済活動のみに限定して考えるべきでなく市民社会や個人の発展・人権擁護と関連する、社会発展を総合的に支えていく領域である。(a)文化・芸術・言語・教育等の発展や環境保全等の分野の協組。(b)多様な軽工業、農林漁業、交通、保育・福祉・健康等、総合的な人間発達を促進する分野の協組。当面の農業協組の民主的再編、国営企業の自立化の推進と自己再編とともにこれらの分野での協組の発展は重要な意義をもつと考えられる。

(1) 協組の経済的位置づけについて

88年協組法は協組的生産の発展を様々な意味で位置づけている⁽¹⁾。主要な狙いは経済的競争を導入し経営効率の全面的な向上を促進することであり、国営企業の分割、中小零細企業の創設などを基礎にして企業に独立性を与え、市場競争を作動させようとする構想の一環である。それによって住民欲求充足と協組員の生活水準向上をはかり、地方原料・資材を経済的取引に引き入れ、省資源的経済活動を期待している。さらに社会的有用労働への住民就業率を高め、追加的労働資源をこの活動へ引き入れようとしている（この点では第40条で加入資格としてすべての市民が制限なく加入できるとしながらも、優先権を失業者、年金生活者、身障者、主婦、学生などにあたえ、労働者は「基本的労働外の自由な時間に参加できる」と規定している）。

第二に同法は国有企業・機関との関係でも諸目的を示している。企業から分離された協組建設だけでなく、企業との合同や資金結合に基づく共同企業・組織の発展を援助しようとしている（第10条の事業原則では自己資金の一部を国有、協組的その他の公営企業の資金と結合することができ、協組は次のものに参加する権利を有するとして、企業および生産の再建と技術的再装備、科学・技術的進歩の促進、生産物の品質向上、大衆消費財の生産発展および住民へのサービス提供と結び付いた活動を共同で遂行すること、を挙げている）。協組は独立した原則でも企業等に付属しても組織されるのであって、経済の情報化等に対応した意味ももちうる。経済再編成の進展にそなえて「受け皿」的役割も協組に負わせているわけであり第29条は、国有企業が事業を停止する場合には小・中規模企業を基礎として協組の設立を助成する、国家機関は新、旧協組の合意による条件で清算される企業の財産を販売

し譲渡し賃貸する事が出来ると規定している。

第三にサービス提供の分野では日常生活サービス提供だけでなく、医療・高齢者福祉・身体障害者向けサービスなども含まれており、ボランティア的運動と関連した分野といえよう。しかし、出版・映像・通信などは制限されており企業下請けでのみ許可されている。これらの領域は国家的社会保障・社会保険・福祉制度等が再編成されていくであろう事を考えると重要である。

第四に協組法人税が地方ソビエト、特に都市ソビエトの予算財源の一つになり、それによって地方自治体に経済活動に関する関心をもたせるという意味がある。

総合的に見ると国有企業活動の補完として、二次的な存在として受容しようという意義を強く持っていると言えるが、経済・社会制度の再編の中で潜在的可能性は多様である。

(2) 1989—90年にかけての活動数・従業者数・販売高の動向

この点についての統計的整理は既に西岡氏やチェバツコフが行っているので⁽²⁾、ここではその動向の基本的特徴を整理しておく。90年前半で協組の発展に大きな変動があり、91年までの推移は次のようになる。活動協組数の変動を見ると総数はこの間大きく増加し、内訳は消費財生産や建設の協組の増加率が高いが、その他は90年前半を境に停滞的か減少している。他面、産業経済活動以外の福祉的協組の萌芽も見られる。種類の多様化が進み、91年初頭には20種類以上になっている。

次に従業者数で見ると消費財生産や建設の協組の増加率が高く、農業、生産・技術用製品製造協組が次いでいる。

販売高の変動は、消費財生産や建設の協組の他に企画・調査、生産・技術用製品製造協組の販売高が大きく、これらで91年初頭には販売高の2/3を占める。

総体的に日常生活サービス、二次原料の調達・加工、商業・買付け、余暇組織化等の協組の発展は停滞的であり、食堂協組は活動数、従業者数では減少している。企業経済活動に関連した協組の活動比率がますます高くなっていく傾向が顕著である。

共和国別の発展を見ると、住民10万人当り協組数ではバルト諸国、アルメニア、グルジア、モルドバが多い。平均規模はラトビアで大きいがアルメニア、エストニ

ア等は小さく、小規模の協組が多いことをうかがわせる。またバルト諸国では兼業者の比率が平均以上である。一人当たり労働支払ファンドを見ると平均以上はロシア、エストニア、モルドバ、リトアニアである。一協組当り実現高の大きいのはロシア、ラトビア、エストニアである。これらの諸指標から協組発展状況は全体的には先進的なバルト諸国と後進的な中央アジア諸国、中間的なスラブ圏諸国と分類できよう。もちろん、私企業発展の歴史や文化的な要素、地方ソビエトの対応、都市化水準も影響していると思われる⁽³⁾。

(3) 分野別の動向

(a) 建設協組

この期間に最も急速に発展したのが建設協組である⁽⁴⁾。91年始めには7.6万、88年に比べると40倍以上、売上高が80倍以上になる。

90年の売り上げは260億ルーブリ、就業者数は260万人(91年1月)であり、建設従事者総数の21%を占め、130億ルーブリの労働支払ファンド(当該部門総労働支払ファンドの26%)である。建設作業額の13%を協組が遂行している。比率の高いのはラトビア、エストニアであり2割をこえている。タジク、キルギス、等では国家注文比率が高いが、総作業額の中の比率は低い。

これらの内、6402の協組は建設省の諸機関の下で、1935はエネルギー省、1022は金属省、897は交通省、716は炭鉱省の下で活動しており、省庁の産業活動を維持し、円滑に遂行するために設立された機関としての性格を強く持っているといえよう。

90年の国家統計委員会調査(73協組の調査)によると請負い作業比率が上昇し、89年には総売上げ高の86%であったが、90年には95%を占めている。公共建設作業に専門化し、建設資材等の生産、修理・調査作業を遂行している。企業付属の子会社的位置づけの協組といえようか。住民用作業額比率は小さく総売上げの1%でしかない。これらは小売市場における建設資材取引の減少や組み立て作業の縮小に制約されている。

総従業員のうち63%は協組成員、37%は労働契約に基づく労働者である。法的地位や物的・技術的基礎が強化される中で兼業者比率は下がり、88年には47%であったが89年には27、90年には22%に低下している。休暇学生等との請負い契約支払額

は90年には4.4億ルーブリ、一協組当り5839ルーブリである。

急速な発展の中で高熟練専門家の国営建設機関から協組への移行が強まっている。国営機関の労働組織の欠陥、賃金の低さ、社会・生活条件不整備等が要因である。建設協組平均賃金は89年には15%、90年には25%程度、国有機関より高く、国営企業「民営化」の一つのチャンネルとしての様子を見せているが、他方、発展ファンド控除率も低く10%にしかすぎず自立的発展への展望は見られない。

(b) 商業・生活サービスの協組⁽⁵⁾

表1に見られるように全国的発展水準はきわめて低い。この協組は89年後半から90年にかけて急減している。その原因は生産・商業の場所や設備の不足もあるが、多くの場合、地方ソビエトの決定で抑制された（食堂協組は衛生条件や商業規則の点で閉鎖させられた）。生活サービス協組も減少し、特に住宅の修理・建設の協組は89年7月の、2年間免税された建設協組を再登録させるという政府決定に影響されて減少した。原料・資材・設備・輸送の確保が困難な点も大きい。

第1表 商業・生活サービス協組（1990年前半）

| | 活動協組数 | 就業者数 (千人) | 生産物実現高 (100万ルーブリ) |
|--------|--------|--------------|----------------------|
| 食 堂 | 4,167 | 41.0 | 194.7 |
| 商 業 | 1,226 | 14.7 | 249.8 |
| 商業-購入 | 4,348 | 44.5 | 717.3 |
| 生活サービス | 25,999 | 396.0 | 1,310.0 |

第2表 生活サービス協組

| | 活 動 数 | | | 実現高 (100万ルーブリ) | | |
|---------------|--------|--------|--------|----------------|-------|-------|
| | 89-7-1 | 90-1-1 | 90-7-1 | 89前半 | 89年 | 90前半 |
| 総 数 | 31,204 | 32,641 | 25,999 | 1,742 | 3,276 | 1,310 |
| 履物修理・縫製 | 961 | 1,044 | 784 | 27 | 58 | 26 |
| 衣服修理・縫製 | 1,824 | 1,855 | 1,405 | 97 | 205 | 80 |
| 住宅(部屋)修理・建設 | 8,793 | 6,988 | 4,749 | 745 | 1,158 | 352 |
| 家電製品修理等 | 3,390 | 3,594 | 2,784 | 150 | 268 | 97 |
| 運輸手段修理・技術サービス | 3,577 | 4,464 | 4,242 | 130 | 295 | 159 |
| 家具修理・製造 | 624 | 697 | 617 | 32 | 64 | 35 |
| 写真サービス | 1,366 | 1,388 | 1,110 | 40 | 69 | 30 |

食堂協組規模は一協組当たり平均10人で、国営商業や消費協組就業者に対して1.7%でしかなく、販売高（90年前半）は総流通高の1.1%（89年には1.5%）で従業員一人当たり月791ループリであり、社会化セクターより12%低い。加算月平均賃金（197ループリ）は国営企業より24.6%高くこの種類の協組も「移動」チャンネルの一つになっている。これらの協組は数的に減少する中で経営的に強化されており、88年に比べて90年前半には一協組当たり従業員数は2名（8名から10名へ）増加している。

政府決定に基づき食堂協組はコルホーズ・ソフホーズ、コルホーズ市場等からの余剰農産物により多様で高品質な生産物売り上げに集中する必要があるが、90年前半には16.7%が国有、消費協組商業から購入されている。さらに地域的に不均等に発展しており、90年前半の住民一人当たり実現高を見ると、全国平均68コペイカ、キルギス・トルクメン＝10コペイカ以下、グルジア・リトアニア・アルメニア＝2ループリ以上、その他はその中間値となっており格差が大きい。

商業協組は消費財や個人労働活動の製品実現を行うが、90年半ばには1200しか活動しておらずまだ全国的に広がっていない。

生活サービス協組の動向は表2のようである。住宅修理等、修理・運搬の種類が多いが、全協組数の12%、全従業員の7.4%、全労働・作業売上げ額の5%を占めている。

90年前半に全種類で減少傾向が見られ、現在のところ、住民生活サービスに影響を与え、国営企業と競争する段階に発展しているとは決していえない。問題は登録に長期を要し、地方ソビエトは「気乗り薄」であり、原料・資材・設備・営業場所の確保が困難であるといわれている。登録後も半数は活動できていないが地域的・省的に格差が大きい。

(4) 協組の抱える問題

協組を批判する論者が共通してあげるふたつの問題がある。高賃金と、労働者雇用である。それらの点を代表的な批判者グルシェツキーの説明等で見よう⁽⁶⁾。

(a) 諸所得格差

第一に国有企業と比較した場合の所得格差が大きな問題とされている。協組所得把握は困難があり正確な比較ができないといわれているが（融資を引き出す目的の水増し所得申告、逆に売り上げ隠し）、表3に見られるように労働支払いファンドが急増し、グルシェツキーの推計では兼業者を含めた協組平均賃金は450-900ルーブリ以上であるという。また個々の部門別に見ると情報・計算サービス：国有企業では216、協組では674ルーブリ（兼業者比率は64%）、企画・調査サービス：各々357と641ルーブリ（兼業者比率は48%）、科学機関：300と594ルーブリ（兼業者比率は70%）、保健サービス：162と297ルーブリ、建設協組：309と759ルーブリと格差があるという。

第3表 協組事業基本指標の変動

| | 1988 | 1989 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 会計期間の労働支払ファンド(100万ルーブリ) | 2160.6(100) | 16842.5(680) |
| 就業者数(兼業者を含む,千人) | 567.1(100) | 3011.2(431) |
| 就業者一人当月平均賃金(ルーブリ) | 317.5 | 468.5 |
| 実現高(100万ルーブリ) | 6060.6(100) | 40339.1(570) |
| 実現総額における労働支払ファンドの比率 | 35.6 | 41.8 |
| [比較] | | |
| 労働者・職員賃金 | 220 | 240 |
| コルホーズ員賃金 | 182 | 196 |

しかし協組の所得分布表を見ると(表4)、500ルーブリ以下層で65%を占めているのであり、兼業部分を一応除外すると、協組の二極分化的様相の進展がうかがえる。

以上の所得格差が労働生産性格差に基づいていないという批判がある。

グルシェツキーはいう、確かに部分的にはその高い労働効率や熟練によって高所得は確保されている。例えば、科学技術や医療協組では高熟練で高い生産性が見られ、モスクワ

第4表 兼業者を含めた勤労者一人当月平均賃金による協組分布(モスクワ大学専門家による調査)

| 月平均賃金額(ルーブリ) | 当該所得グループの協組比率(%) |
|--------------|------------------|
| -200 | 27.2 |
| 202-300 | 15.7 |
| 301-500 | 22.2 |
| 501-700 | 14.2 |
| 701-1000 | 10.2 |
| 1001-1200 | 4.3 |
| 1201-3000 | 4.9 |
| 3001-7000 | 1.3 |

の13医療協組に対する調査では協組で医者比率が59%（国家機関では21%）もあり，科学技術協組では87%が専門家である。さらに国有工業・建設企業・機関から転換した多くの協組では労働時間が延長している。時には10時間，土曜にも労働する場合もある。技術・労働規律が向上し，雑

費や社会保護が節約される場合もある。しかし全体的には労働生産性向上テンポは賃金増においていない。売り上げ額からの労働支払ファンドへのより大きな再分配がある。表5に見られるように総所得の6－8割は労働支払いファンドに再分配されており，逆に生産発展ファンド比率11.6%は全体的平均の半分である。

(b) 労働力雇用問題

協組法第40条では「生産およびサービスの分野における協組」の規定として，組合員資格は「その事業への市民の義務的労働参加によって条件づけられ」，「国家は，協組の設立を装って，賃労働の使用を伴う私的企業家的事業のために協組を利用するケースを未然に防ぐ措置を講じる」，「労働契約に基づく協組従業員の数と組合員数との相互関係は，社会的欲求および協組の事業種類とを考慮して，地元の人民代議員ソビエト執行委員会によって規定される」と述べている。

この点について グルシェツキーは，多くの協組では労働契約による雇用が常態でその人数はコープ組合員を大きく上回り，彼らは所得再分配に参加していない⁽⁷⁾という。

(1) 89年のモスクワ国立大学専門家によるモスクワ市の一つの地区324協組に対する調査によると，9%のみが雇用なし，91%の協組が様々な規模の雇用労働をしていた。平均1年に協組員一人当たり1.7人の契約労働者を持ち，44%の協組では雇用労働者数が協組員数を越えている，その内28.5%は協組員一人当たり1－5人の契

第5表 協組所得配分構造（年総計，%）
モスクワの協組

| | 1988年 | 1989年 | 1990-四半期 |
|----------|--------|---------|----------|
| | 3537協組 | 11821協組 | 全協組セクター |
| 総所得 | 100 | 100 | 100 |
| 取引税 | — | 0.4 | 0.6 |
| 慈善活動目的 | — | 0.5 | 0.7 |
| 所得税 | 3.3 | 7.0 | 8.7 |
| 労働支払ファンド | 63.0 | 69.0 | 76.0 |
| 発展ファンド | 16.8 | 11.6 | — |
| 保険ファンド | 3.5 | 2.3 | — |
| 銀行信用償却 | 1.7 | 1.7 | 5.1 |
| 残余非分割所得 | 11.7 | 7.5 | — |

約労働者、15.5%は5人以上、4協組では25-60人の雇用労働者、1協組は100人以上の雇用者をもっていた。

(2) 89年末モスクワで活動する11,800協組の申告総計からの分析によると(表6)組合員一人に対して雇用者は1.27人、高齢者・病人用の調達協組は1:2.83、医療協組は1:2.44、興業協組は1:2.31、科学・技術協組は1:1.48人である。契約労働者の月平均所得は組合員の約半分、半数以上が社会保険の非該当者である。

グルシェツキーは、地方ソヴィエトは規定に関する客観的基準をもたず主観的裁量になっている、違反罰則規定が欠如しているため違反が防止できない、従って地方ソヴィエトは黙認するか協組を禁止するかになりやすい、ロシア共和国の⁽⁸⁾、雇用比率を抑制する税政策は税率が実効性をもたず有効でないと批判している。

第6表 モスクワの協組就業者構造 (89年末)

| | 都市の全活動協組における各協組比率 | 組 合 成 員 一 人 当 り 契 約 労 働 者 数 | 非課税基準を 超過した契約 労働者比(倍) | 全就業者 中兼業 比 率 | 対総所得 実効税率 (%) |
|----------------------------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------|---------------------|
| 協 組 総 計 | 100 | 1.27 | 2.2 | 45.0 | 7.0 |
| 内 訳 | | | | | |
| (1) 児 童 ・ 病 人 高 齢 者 看 護 | 0.1 | 2.04 | 2.7 | 27.4 | 4.5 |
| (2) 高 齢 者 / 病 人 向 け 特 別 財 調 達 | 0.2 | 2.83 | 3.0 | 53.5 | 4.0 |
| (3) 農 産 物 生 産 ・ 加 工 | 0.3 | 0.77 | 1.7 | 37.9 | 4.2 |
| (4) 住 民 生 活 サ ー ビ ス | 9.8 | 1.23 | 2.2 | 40.7 | 5.4 |
| (5) 医 療 援 助 | 2.5 | 2.44 | 2.8 | 60.8 | 5.4 |
| (6) 児 童 ・ 高 齢 者 用 消 費 財 生 産 | 0.9 | 1.36 | 2.3 | 53.6 | 6.5 |
| (7) 科 学 ・ 技 術 活 動 | 21.7 | 1.48 | 2.4 | 58.5 | 6.4 |
| (8) 生 産 用 道 路 , 施 設 建 設 ・ 修 理 | 29.3 | 1.13 | 2.1 | 38.4 | 5.9 |
| (9) 消 費 財 生 産 | 12.2 | 1.16 | 2.1 | 36.5 | 9.3 |
| (10) 公 共 食 堂 | 1.1 | 0.86 | 1.8 | 21.5 | 13.9 |
| (11) 仲 介 サ ー ビ ス | 1.8 | 0.81 | 1.8 | 38.6 | 10.2 |
| (12) 興 業 活 動 | 0.2 | 2.31 | 2.8 | 48.9 | 9.2 |
| (13) そ の 他 | 19.9 | 1.34 | 2.3 | 47.2 | 7.7 |

(5) 協組にたいする規制問題

(a) 税制度

ソ連邦の所得税法以上に地方自治体が課税しているという不満、高い協組税によって地方が潤い、国家発注に協力し低税率であるべき協組活動が無視され、協組政策が左右されているという不満がある。⁽⁹⁾

スライダーに依ると協組課税の経過は以下のようになる⁽³⁾。

まず(部分的に認可が進んだ)87年の規定ではきわめて有利な税特恵がある。工業企業が利潤の55%(最大70%)、あるいは純産出の25%に課税される時、協組課税は所得の2~3%(3年目に最大10%)である。しかし大蔵省は効果的な増税を探り始める。協組法は5年間同一税率であると規定されているが、まず88年3月協組員にたいし第二の特別所得税、急増の累進課税(月1500ルーブリ以上の所得の場合は税率90%)を提案し“社会的公正”を確保するためと称したが、議会からの批判のため88年7月に取り消している。次に大蔵省は協組の総合税額を計算して、格差付けられた税率の勧めとガイドラインを地方ソビエトに送付する。地方ソビエトは税率を軽減する権限を与えられるが、協組税は地方ソビエトに納付されるのでこの権限を使いたがらない。

共和国間で多様な政策が生まれ、税規定草案作成過程で大きな差異が生じる。ラトビアでは学識者と協組代表を含んで作成が進む。

バルト、ベラルーシ、カザフでは所得を再定義し、投資を刺激、発展ファンドへの所得を免税にする。ラトビアでは投資しない分に課税を増額し、アゼルバイジャンでは投資に5%課税している。

バルトには協組発展の好適な条件があり、税率ではラトビアでは10~15%、エストニアでは10~20%(域内、域外の格差あり:国内市場を守る観点から税制度が作られ、他の共和国へ輸出する協組を罰する規定がなされた)。リトアニアでは地方が税率を2倍化する権限が与えられた。

平均的に見て最高税率は商業協組に設定され、ロシア、タジク、キルギス等の共和国では商業協組の閉鎖を目指す税率設定がなされた。グルジアでは複雑な規定がなされ、小売商業や自由市場から原料購入の場合は没収的税率が設定された。

ベラルーシ、カザフ、キルギスでは多くの種類にたいして二重税率を作り（国営企業からの納入等は高率）、ロシアでは賃労働を広範に使う協組を罰する試みが草案に盛り込まれた。組合員より30%以上契約労働者が多い場合、税率は25%増加となった。

89年8月、ソ連邦最高会議は課税率上限を決定し、低価格販売=25%、通常=35%、食品加工、建設資材製造協組は2年の課税免除、その他の協組は減率とした。各共和国は89年秋に税法を制定する。

89年後半から90年前半の協組構成変更は、税率と相互関連している。高率課税の小売・食堂協組は多くが閉鎖に向い、建設協組（2年免除とこの後の低率）は急増していった。

大蔵省はインフレ防止の立場から賃金規制の新税を提起し、89年後半、国有企業の賃金ファンド増加税を協組にも拡張し、就業者数減少を狙った。90年9月、再度改訂が行われ、協組と国有企業への課税は同等にされた。利潤に45%の課税がされた。しかし共和国の権限は維持（45%を上限に）されている。

これらの経過は、協組の発展をめくり政策の共和国間格差がますます拡大してきた事、発展のあり方に相応して、税制度が改訂と動揺を繰り返していることを示している⁽¹⁰⁾。

(b) 省による規制

様々な形で省からの規制、「行政指導」が行われている。当初から出版活動は除外され、特別な地位は「宣伝・情報」出版に与えられ88年に多くの協組が新聞発行者になった。保健省も医療協組の外科、墮胎等の活動に強く反対し、したがって診断や保健活動分野でのみ協組は設立された。コンサート、映画、劇場協組等の文化活動は新たに禁止された。

次に原料・中間財・生産手段の卸売ネットワークがないことが多くの制約を協組にもたらしめているが、省による行政的財配分の中で協組の順位は低い。87年国家価格委員会は原料・資材の協組への高販売価格を設定し、小売市場、アルコール市場からの現金購入を余儀なくさせたが、89年、地方ソビエトにこのような販売を禁止する権限を与えた。その中で、国有企業と密接な関係をもつ協組が増加し、90年ま

でに60%の協組が形式的には企業付属となる。カザフ共和国では83%であった。原料の63%が国有企業から購入され、製品の67%が国有企業に販売され協組の存立意義をほりくずすものであるが、「事実は、多くの協組は独自に機能しており形式的な結合だけである」とスライダーはいう。

外国貿易の分野で協組規制は特に周到である。代表的な例として「テクニカ」協組（原料・金属屑を販売しコンピューターを輸入・販売を開始し成功するが、銀行は所得回収を拒否し、大蔵省は定款違反や収益は値上げによると非難し、契約破棄、活動保留に陥った）がある。89年には新規制を導入し同様な活動を禁止し、外国貿易許可の厳しい制度を導入、個々の取引について中央機関の許可を義務づけている。

(c) 共和国・地方自治体による規制

協組の発展のあり方は共和国、地方自治体の政策や規制方針に多くを依存する段階に入っている。登録に際しての自治体の過剰な規制や「賄賂」要求等が問題化している。

スライダーによると中央アジアでは特に抑制的方針が強力で、キルギスでは89年小売・観光・保健等の協組の閉鎖、ウズベクでも購入物販売協組が禁止された。これらの規制の影響はまず食堂等に表れて89年の7600から90年の3900に急減している。他方、共和国間の差異も見られバルト、アゼルバイジャン、グルジアでは89～90年に（抑制キャンペーンにもかかわらず）食堂等が増加したが、ウズベク、アルメニア、トルクメン、ベラルーシでは半分以上が閉鎖、キルギスも壊滅状態（205から6に減少）になった。

ブロッカーはこれらの点を以下のように批判している⁽⁴⁾。最大の障害は地方機関の「気乗り薄さ」である。新政策継続への不信、否定的影響への恐怖、上からの指令以上に努力する気のなさ、多くは上からの解説、補助的法令を待っている。バルト諸国やベラルーシ・モルドバ・ウクライナ・アルメニアで平均以上の発展があるが、地区レベルの抵抗が強い。

ここから明瞭なように協組、個人活動の発展は地域の経済の発展、地方自治体の自主性の発展、住民の自治・自主性の発展、自分達の事を自分達で考えるという民主主義の発展と裏腹である。

スライダーはこう結論付けている。

行政的構造、手続き、経済環境は変わっておらず、そのために協組が多くの方面から攻撃されることになった。共和国間で格差があるとはいえ共和国・地方は協組制限へ精力を傾けている。障害は規制の継続性のなさ、供給問題、税政策、作業場所の問題にあることは明白である。

現在、共和国、地方の政策変更が重要な意義をもち、その影響の中で地域格差が大きくなっている。協組同士が連合しやがて政治的力にもなる可能性はある。しかし中央アジアや農村地方では政治的变化はわずかである、と。

ま と め

協組の発展にとっても、主要な問題は圧倒的な比重をもつ国有企業がどのような形で「民営化」され、さらに物財の流通システムはどのように改革されるのかという制度的な枠組みの設定の仕方如何であることは明白である。その中で、発展させられるべき協組は法的に位置づけられ、それに対応した税政策や規制が整合されることが、最低限、必要である。

他方、これらの具体的規制や奨励の仕方等は共和国・地方自治体の裁量政策と関連してきており、各共和国の経済発展水準に規定されながら、地方自治の民主主義化の進展と裏腹の関係にある様相が強くなってきているのが1990年までの特徴といえよう。

1992年、ソ連邦が解体し、基本的には各共和国が独自の発展の道を模索しはじめている現在、協組の発展は地方自治の改革とも密接な連関をもっているといえる。

(1992. 5)

注

- (1) 「日ソ経済調査資料」1988—8. No. 675。
- (2) 西岡俊哲「協同組合と民営化—ソ連の現状—」(「日ソ経済調査資料」1990-10, No. 713., И. Чебатков, "Кооперативы-итоги развития и отраслевые особенности" 《Вестник Статистики》1991-9.
- (3) Darrell Slider, Embattled Entrepreneurs : Soviet Cooperatives in an Unreformed Economy, "Sviet Studies" 1991-No. 5.
- (4) 《Статистический пресс- бюллетень》1991-No. 11. p. 44-46.

- (5) 《Статистический пресс-бюллетень》1991-№. 3, p. 10-16
- (6) А. Глушецкий, Доходы в кооперативах, 《Правовое Хозяйство》1990-8.
また, Высоки ли доходы у кооператоров 《Экономика и жизнь》1990-1, №. 2.
- (7) А. Глушецкий, Кооперативная форма труда или частнопредпринимательская деятельность?, 《Экономика и жизнь》1990-4, №. 17.
- (8) 89年7月6日ロシア共和国最高ソビエト大統領指令「所得税率について」
- (9) В. Симонов, С подрезанными крыльями, 《Экономика и жизнь》1990-5, №. 20.
- (10) 協組の高所得は企業の付属的地位にありその関係の中で発生するという認識のもとで、その相互関係を規制する法律が90年末にできている。《Экономика и жизнь》90年11月 №. 47の「国有企業とその下に設立された協組との相互関係について：90年11月2日ソ連邦内閣決定」ではまず次のような状況の解説が述べられている。

企業と協組の相互関係悪用が増加しており、生産増や質の改善なしに経営課題を解決するために協組を利用する大量の事実の存在、企業労働者賃金を増額するための協組利用、企業に対する国家発注の受け皿としての協組生産利用、不採算的生産物生産を協組に転化する事実、協組労働者賃金に国有企業から、労働支払いファンドからではなく生産発展、科学・技術ファンドから、賃金支給される事実が大量に存在する。

全就業者の4%をしめる協組就業者が半年で労働支払いファンド全増加の31%を占める事態は経済の不均衡、消費市場の危機の深化、破壊的な非現金資金を現金貨幣に汲み移すことを加速するものである。責任は国有企業労働者にある。公正化のために以下の決定を採択し、責任強化と相互計算制度を制定した。

閣議決定：

- (1) 該当する国有企業は締結した契約を再検査し、相応する協組の活動結果に対する財務監査を実施することを義務とする。今後、財務監査のない契約締結を許可しない。
- (2) 90年12月1日以降、国有企業は関係協組との貨幣・計算活動を国有企業にサービスする銀行に特別口座を開設して行う。国有企業と協組との決算に際しては労働支払いファンド分は決裁文書中で別個に作成される・・・。
- (3) 労働支払いファンド納入のための協組のサブ計算口座開設とともに、国有企業は銀行に協組の賃金支払い口座開設を条件とする。契約において労働支払いファンドは協組のサブ計算口座に企業が納入した金額の範囲で受領するよう規定する事。
- (4) 国有企業は貯蓄銀行やその他の銀行に、相応する所得税の予算への支払いを伴った労働支払い予定貨幣資金のみを預入れでき、また実際の法律に依りて、受取者居住地の税検査報告を伴ってのみその他の支払いも預入れできる。

企業と協組との資金流通を特定の口座を介して規制しようとするこの規定は実効性はあまりなかったであろう。

- (11) Karin Plokker, The development of Individual and Cooperative Labour Activity in the Soviet Union, "Soviet Studies" 1990-7, No. 3 Vol. 42.